

那覇地方裁判所 平成●●年(○○)第●●号 所得税更正処分取消等請求事件

国側当事者・国(那覇税務署長)

平成22年12月1日却下・棄却・確定

判 決

原告	甲
被告	国
同代表者法務大臣	仙谷 由人
処分行政庁	那覇税務署長
	濱川 正志
被告指定代理人	山内 峰臣
同	戸上 吉幸
同	坪田 圭介
同	宮良 智
同	仲宗根 春喜
同	吳屋 愛
同	川上 昌
同	崎原 盛紀
同	田中 博

主 文

- 1 本件訴えのうち、那覇税務署長が、平成19年11月16日付けで原告に対してした平成17年分所得税の更正処分について、総所得金額マイナス1401万6496円、分離長期譲渡所得0円及び納付すべき税額マイナス7万4204円(還付金の額に相当する税額7万4204円)を超えない範囲の取消しを求める部分を却下する。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求の趣旨

那覇税務署長が、平成19年11月16日付けで原告に対してした平成17年分所得税の更正処分(以下「本件更正処分」という。)及び過少申告加算税の賦課決定処分(以下「本件加算税賦課決定処分」といい、本件更正処分と併せて「本件更正処分等」という。)を取り消す。

第2 事案の概要

- 1 本件は、平成17年3月9日付け株式会社A(以下「A」という。)に対する別紙物件目録記載の各土地(以下「本件各譲渡物件」という。)の譲渡(以下「本件譲渡」という。)に係る所得について、所得税法(平成18年法律第80号による改正前のもの。以下同じ。)9条1項10号(以下「本件非課税規定」という。)を適用して平成17年分の所得税を申告した原告が、那

那覇税務署長から、本件譲渡に本件非課税規定を適用することはできないとして、本件更正処分等を受けたため、その各取消しを求める事案である。

2 関連法令の定め

(1) 所得税法 9 条

1 項 次に掲げる所得については、所得税を課さない。

10号 資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難である場合における国税通則法（以下「通則法」という。）2条10号（定義）に規定する強制換価手続による資産の譲渡による所得その他これに類するものとして政令で定める所得

(2) 所得税法施行令 26 条

法9条1項10号（非課税所得）に規定する政令で定める所得は、資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であり、かつ、通則法2条10号（定義）に規定する強制換価手続の執行が避けられないと認められる場合における資産の譲渡による所得で、その譲渡に係る対価が当該債務の弁済に充てられたものとする。

(3) 通則法 2 条

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

10号 強制換価手続 滞納処分（その例による処分を含む。）、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続及び破産手続をいう。

2 前提事実（各掲記の証拠（枝番のすべてを表す場合は、枝番の表記を省略する。以下同じ。）等によるほかは、当事者間に争いがない。）

(1) 本件譲渡

原告は、平成17年3月9日、Aに対し、本件各譲渡物件を代金総額2億1000万円で売った（本件譲渡）。

Aは、原告に対して、同日に手付金2100万円を、同年4月20日に残代金1億8900万円をそれぞれ支払った。（乙15、18）

(2) 本件確定申告

原告は、平成18年3月13日付けで、那覇税務署長に対し、本件譲渡に係る所得について、本件非課税規定を適用して、別紙「本件更正処分等の経緯」の確定申告欄記載のとおり、総所得金額をマイナス1401万6496円、分離長期譲渡所得を0円、納付すべき税額をマイナス7万4204円（還付金の額に相当する税額7万4204円）とする平成17年分所得税に係る確定申告（以下「本件確定申告」という。）を行った。（乙3、4。なお、原告が本件確定申告に当たり提出した譲渡所得の内訳書において、本件各譲渡物件の取得費を3億1506万7500円と記載したのは、3150万6750円の誤記であることが弁論の全趣旨から明らかである。）

(3) 本件更正処分等

那覇税務署長は、平成19年11月16日付けで、原告に対し、本件譲渡に係る所得について、本件非課税規定を適用できないとして、別紙「本件更正処分等の経緯」の更正処分等欄記載のとおり、課税される所得金額（分離長期譲渡所得）を1億6710万8000円、納付すべき本税の額を2479万7600円、過少申告加算税の額を369万3500円とする本件更正処分等をした。（甲1、乙5）

(4) 本件異議申立て

原告は、平成19年12月26日、那覇税務署長に対し、本件更正処分等の各取消しを求める異議申立てをした（以下「本件異議申立て」という。）が、那覇税務署長は、平成20年3月25日付けで、本件異議申立てをいずれも棄却する旨の異議決定をした。（甲2、3）

(5) 本件審査請求

原告は、平成20年4月22日、国税不服審判所長に対し、本件更正処分等の各取消しを求める審査請求をした（以下「本件審査請求」という。）が、国税不服審判所長は、平成21年3月26日付けで、本件審査請求をいずれも棄却する旨の裁決をした。（甲4、8）

(6) 本件訴えの提起

原告は、平成21年9月24日、当裁判所に対し、本件訴えを提起した。（当裁判所に顕著な事実）

第3 争点及び当事者の主張について

- 1 本件訴えのうち、本件更正処分につき、本件確定申告における申告額を超えない部分の取消しを求める部分の適法性について（本案前の争点）

(1) 被告の主張

更正処分は、当該納税者の当該年分の課税標準・税額を全体的に見直して変更する処分であり、その効力は、更正処分によって決定された税額の全部に及ぶものと解すべきであるところ、更正処分で決定された税額のうち、申告税額を超えない部分については、納税者が自ら納税義務を確定させているのであるから、その部分について訴訟で争う訴えの利益はないと解すべきである。

したがって、本件訴えのうち、本件更正処分につき、本件確定申告における申告額を超えない部分の取消しを求める部分は、不適法である。

(2) 原告の主張

争う。

- 2 本件更正処分等の適法性について（本案の争点）

(1) 被告の主張

ア 本件更正処分等の根拠

(ア) 課税される所得金額 1億6710万8000円

上記金額は、租税特別措置法（以下「措置法」という。）31条1項が定める分離長期譲渡所得1億6804万3120円（収入金額（本件各譲渡物件の譲渡代金）2億1000万円から取得費3026万5879円及び譲渡費用1169万1001円を控除した金額）から所得控除の額93万4204円（社会保険料控除の額7万4204円、配偶者控除の額48万円及び基礎控除の額38万円の合計）を控除した金額（ただし、通則法118条1項の規定により1000円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）である。

(イ) 納付すべき本税の額 2479万7600円

上記金額は、下記①と②の差額（ただし、通則法119条1項の規定により100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの）である。

① 前記(ア)の課税される所得金額に措置法31条1項の規定を適用して算出した算出税額2506万6200円から、措置法31条3項4号及び所得税法92条1項3号イの規定によって算出した1万8551円、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成17年法律21号による改正前の

もの) 6条2項の規定によって算定した定率の税額控除の額25万円及び源泉徴収税額7万4204円を控除した金額(ただし、通則法119条1項の規定により100円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)

- ② 本件確定申告における原告の申告納税額マイナス7万4204円(還付金に相当する額)

(ウ) 過少申告加算税の額 369万3500円

上記金額は、前記(イ)の納付すべき本税の額(ただし、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの)に通則法65条1項の規定を適用して算出した金額である。

イ 本件更正処分等の適法性(本件譲渡に係る所得に本件非課税規定が適用されるか否か)

本件譲渡に係る所得は、本件非課税規定が定める「強制換価手続による資産の譲渡による所得」に直接該当するものではなく、非課税とされるためには、「その他これに類するものとして政令で定める所得」、すなわち、所得税法施行令26条に規定する、①資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であり、かつ、②通則法2条10号(定義)に規定する強制換価手続の執行が避けられないと認められる場合における資産の譲渡による所得で、③その譲渡に係る対価が当該債務の弁済に充てられたものであることのすべての要件を充足しなければならない。しかしながら、本件譲渡に係る所得は、以下のとおり、これら要件を充足しない。

(ア) 資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であること

原告は、審査請求書に添付された平成10年から平成19年までの各年の12月31日現在の貸借対照表及び「申立人の平成17年3月9日現在の財産債務の状況」と題する書面(以下「財産債務状況表」という。)を根拠に、平成10年分から債務超過の状態が続いていること、本件譲渡が行われた平成17年3月9日当時には、1億円近くもの債務超過の状態にあった旨主張する。しかしながら、原告の主張の根拠となる財産債務状況表において、立替金の金額が2828万8000円とされている一方、平成17年分の貸借対照表によれば、立替金の残高は、1月1日(期首)で8512万0730円、12月31日(期末)で9676万1038円とされ、かつ、本件確定申告においても同額を青色決算書に記載して提出しているのであって、金額が著しく乖離しており、不自然である。また、財産債務状況表において、その他負債が8609万5000円とされているが、その内訳も不明である。以上によれば、財産債務状況表は信用し難い。

他方、原告は、本件各譲渡物件以外にも、同物件に隣接する557平方メートルもの自宅敷地及び床面積が358平方メートルもの2階建て家屋(自宅)を所有し、2階の一部を賃貸している上、豊見城市内に631平方メートルもの原野を所有している(なお、本件譲渡時点において、同原野には根抵当権等の設定はされていない)。また、原告は、本件譲渡に際して解体した工場(ヤード)の資材を利用し、平成17年4月に1321万7602円もの資本投下をして新たに工場(ヤード)を取得している。さらに、原告は、これら不動産を所有する以外にも、本件譲渡の前である平成16年12月21日付けで、乙(以下「乙」という。)に対し、750万円を貸し付けるなどしている。以上のような本件譲渡時点における資産状態に照らすと、原告の債務超過が著しく、原告の信用、才能等を活用しても、現にその債務の全部を弁済するための資金を調達することができないのみ

ならず、近い将来においても調達することができないとは認められない。

(イ) 強制換価手続の執行が避けられないと認められる場合であること

原告が所有していた本件各譲渡物件及び前記自宅等の各不動産について、本件譲渡時点において、原告が借入れをしていた金融機関及び個人債権者から、強制換価手続の一環として差押登記をされた事実はない。また、本件異議申立ての際、異議調査の担当者が、原告が借入れをしていた金融機関である株式会社B銀行古波蔵支店（以下「B銀行古波蔵支店」という。）及び株式会社C銀行壺川支店（以下「C銀行壺川支店」という。）に臨場し、原告に対して競売等の強制換価手続の準備等をしていない旨確認している。さらに、本件審査請求においても、国税不服審判所の担当審判官が、前記両行に臨場し、貸付金の返済遅延に関する接触及び催告を行った事実はない旨確認している。そして、被告においても、前記両行に対する聴取調査を行ったところ、前記両行の融資担当者は、原告に対して、強制換価手続を実施する計画を検討したことはない旨回答した。そして、毎月の返済が苦しくなった原告は、前記両行から、元金を据え置くなどの返済条件の変更を認めてもらった後、変更後の条件に従った返済をおこなっていたものであるから、前記両行において、強制換価手続を実施する理由も存しない。以上によれば、本件譲渡は、原告の意思に基づかない強制的な譲渡と認められるものではなく、強制換価手続に類するものということはできない。

これに対し、原告は、前記両行から、根抵当権の極度額を2億円から1億円に減額されるなどの貸しはがし的な処分を受けてきた旨主張するが、B銀行古波蔵支店については、同行に対して設定した根抵当権の登記上、根抵当権の極度額を2億円から1億円に減額した事実は認められず、C銀行壺川支店については、そもそも同行に対して根抵当権を設定したという事実がなく、原告が主張するような貸しはがし的処分がないことは明らかである。

(ウ) 譲渡に係る対価が当該債務の弁済に充てられたこと

ここにいう当該債務とは、強制換価手続が避けられない債務に限定すべきところ、原告が主張する①D株式会社及び有限会社Eに対する支払手形の決済は、原告の取引先である両社に対して、仕入代金等の支払手段として、約束手形を振り出し、同手形の代金支払期日が到来したものについて、本件譲渡に係る対価の一部（金融機関等からの借入金弁済後の残額）が充てられたと考えられ、また、②Fに対する模合金の支払は、いわゆる頬母子講の一種である模合（参加者が一定の掛金を支出し、一定の期日に抽選や入札によって、所定の金額を順次参加者に融通する組織）において、単に毎月定期的に発生する掛け金の支払にすぎず、近い将来に原告が受け取るべき債権を構成するものであり、これらが当該債務に該当しないことは明らかである。

また、原告が主張する③平成17年3月10日から同年5月10日までの間におけるC銀行壺川支店、B銀行古波蔵支店及び丙に対する合計2億3475万0517円の支払については、別紙「被告が認める債務弁済一覧」のとおりであるところ、以下のとおり、少なくとも合計8501万0042円は、譲渡に係る対価が当該債務の弁済に充てられたものと認められない。

a 同別紙順号欄1記載の債務の弁済について

原告は、平成17年3月10日、C銀行壺川支店に対して、1282万3056円を

弁済しているが、同弁済は、本件譲渡の契約締結日である平成17年3月9日の2日前である同月7日付けでC銀行壱川支店の原告名義当座預金口座に入金された1290万円（原告がB銀行古波蔵支店から平成17年3月7日付けで振り出した小切手590万円及び株式会社G銀行南風原支店から同日付けで振り出した小切手700万円の合計額）を原資とするものであり、1282万3056円全額について、本件譲渡に係る対価が充てられたものと認められない。

b 同別紙順号欄2ないし6記載の債務の弁済について

原告は、平成17年3月10日から同年4月12日までの間、B銀行古波蔵支店に対して、合計2518万6986円の弁済をしているが、これら弁済は、本件譲渡の対価である2億1000万円のうち、手付金2100万円を除いた1億8900万円が支払われた平成17年4月20日以前になされており、少なくとも2100万円を超える418万6986円については、本件譲渡に係る対価が充てられたものと認められない。

c 同別紙順号7記載の債務の弁済について

原告は、平成17年4月12日（ただし、原告が、本件審査請求において、同月20日であると主張していたことや、同日付けで原告名義のB銀行普通預金口座から1400万円の出金があることからすれば、かかる支払日については、同月20日が正しいものと認められる。）、丙に対して、1000万円の弁済をしているが、ここにいう丙が、本件譲渡を仲介した有限会社Hの取締役である丙と認められることや、丙からの借入れをした平成17年2月28日が本件譲渡の契約締結がされた平成17年3月9日の直前であること、1000万円という多額の借入れであるにもかかわらず、原告が所有する本件各譲渡物件等の不動産に抵当権等を設定していないことなどからすれば、当初から本件譲渡に係る対価によって弁済することを条件として借り入れたことが強く推認できる。したがって、かかる1000万円の借入れは、強制換価手続の要因とはなり得ないから、強制換価手続が避けられない債務、すなわち、当該債務に該当しない。

d 同別紙順号14ないし16の債務の弁済について

同別紙順号14ないし16の債務の弁済（平成17年4月20日になされたB銀行古波蔵支店に対する弁済のうち、3800万円に相当する部分）については、同別紙順号11ないし13の債務の弁済が重複して計上されている。

e 同別紙順号21記載の債務の弁済について

原告は、平成17年5月10日、B銀行古波蔵支店に対して、2000万円の弁済をした旨主張するが、同日における原告の取引銀行の入出金状況等によれば、同弁済の相手は、B銀行古波蔵支店ではなく、株式会社G銀行田原支店（以下「G銀行田原支店」という。）であると認められる。

そして、かかるG銀行田原支店からの借入れは、平成17年3月10日になされているところ、これは本件譲渡の契約締結日の翌日であり、譲渡の時において有する債務ではないから、当該債務に該当しない。また、貸付期間が2か月間と短期間であることや、2000万円という多額の融資であるにもかかわらず、本件各譲渡物件等の原告が所有する不動産に抵当権等を設定していないことなどからすれば、前記cの丙からの借入れと同様、当初から本件譲渡に係る対価によって弁済することを条件として借り入れたことが強く推認できるから、いずれにしても当該債務に該当しない。

これに対し、原告は、本件譲渡に係る対価について、平成17年3月10日から同年5月10日までの間、C銀行壱川支店、B銀行古波蔵支店及び丙に対する合計2億3475万0517円の債務の弁済に充てた旨主張するが、本件審査請求では、金融機関に対する弁済に1億6675万0517円、個人（丙及び戊）に対する弁済に3000万円、すなわち、本訴で主張していない戊への弁済を含めて1億9675万0517円と主張していたものであり、両者の金額が相違しており、不合理かつ不自然であって信用できない。

(2) 原告の主張

本件譲渡に係る所得は、以下のとおり、本件非課税規定が適用される。

ア 資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であること

資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難な場合とは、債務者の債務超過の状態が著しく、その者の信用、才能等を活用しても、現にその債務の全部を弁済するための資金を調達することができないのみならず、近い将来においても調達することができないと認められる場合をいい、これに該当するかどうかは、これらの規定に定める資産を譲渡した場合の現況により判定すべきであるところ、原告は、平成10年分から債務超過の状態が続いている、本件譲渡が行われた平成17年3月9日当時の財産状況は、資産の合計額が1億8246万2000円、負債の合計額が2億7391万7000円であり、1億円近くもの債務超過の状態にあったから、この時点で原告の信用、才能等を活用しても、現にその債務の全部を弁済するための資金を調達することができない状態であったことは明らかである。したがって、資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難な場合という要件を充足している。

イ 強制換価手続の執行が避けられないと認められる場合であること

原告は、B銀行古波蔵支店との間で、昭和58年10月27日、本件譲渡各物件に極度額1億2000万円の根抵当権（以下「本件根抵当権」という。）を設定し、その後、本件根抵当権の極度額を順次増額し、平成13年8月21日には、極度額を2億0400万円に変更した（実際には、原告の返済能力が低いため、本件根抵当権による融資枠は1億円程度にとどめられていた。）。原告は、B銀行古波蔵支店から、返済が困難であることを理由に返済条件の変更を認めてもらうなどしていたものの、本件譲渡時点において、返済のめどが立たなくなっていたものであり、また、同行においても、競売手続に着手する準備を進めていたものであり、競売手続の開始は時間の問題であったから、本件譲渡時点において、強制換価手続の執行が避けられないと認められる場合に該当する。

ウ 譲渡に係る対価が当該債務の弁済に充てられたこと

譲渡に係る対価が債務の弁済に充てられたとは、当該譲渡の対価（譲渡に要した費用を除く。）の全額が当時の債務の弁済に充てられた場合と解すべきところ、原告は、Aから、平成17年3月9日に本件譲渡に係る手付金として2100万円を、同年4月20日に本件譲渡の売買代金の残額1億8900万円をそれぞれ受領したが、別紙「譲渡代金支払先一覧表」記載のとおり、①同年3月10日から同年5月10日までの間、C銀行壱川支店、B銀行古波蔵支店及び丙に対し、合計2億3475万0517円の債務の弁済、②同年3月15日から同年6月30日までの間、D株式会社及び有限会社Eに対し、合計5394万2975円の支払手形の決済並びに③同年3月10日から同年6月10日までの間、模合の掛金として合計700万円を支払ったものであり、要するに、原告は、上記本件譲渡によって2億10

00万円を取得したが、その直後である平成17年3月10日から同年6月30日までの間に、①ないし③の合計2億9569万3492円の債務を弁済したものであるから、本件譲渡に係る対価の全額が当時の原告の債務の弁済に充てられたことは明らかである。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1)（本件訴えのうち、本件更正処分につき、本件確定申告における申告額を超えない部分の取消しを求める部分の適法性）について

納税者が確定申告書を提出した後、確定申告書に記載した所得税額が適正に計算したときの所得税額に比べて過大であるとして、その誤りを是正するためには、納税申告書を提出した者から所得税額の減額を求める更正の請求を所定の期間内に行うことが必要であり（通則法23条）、確定申告の後に増額更正処分があった場合においても、納税者が、前記減額を求める更正の請求を経由することなしに、増額更正処分のうち、自己の申告額を超えない部分の取消しを訴求することは、原則として不適法であって、例外的に、その申告の錯誤が客観的に明白かつ重大であって、減額更正の請求以外に是正を許さないならば納税者の利益を著しく害すると認められる特段の事情があるときに限り、適法となると解される（最高裁昭和●●年（○○）第●●号同57年2月23日第三小法廷判決・民集36巻2号215頁、最判昭和●●年（○○）第●●号同39年10月22日第一小法廷判決・民集18巻8号1762頁参照）。

これを本件において見るに、前提事実(2)のとおり、原告は、総所得金額をマイナス1401万6496円、分離長期譲渡所得を0円、納付すべき税額をマイナス7万4204円（還付金の額に相当する税額7万4204円）とする本件確定申告を行っているところ、原告は、本件譲渡に係る所得に本件非課税規定が適用されることを主張するのみであって、本件確定申告後に所得税額の減額を求める更正の請求をしたとの主張立証はなく、また、本件譲渡に係る所得に本件非課税規定を適用されることを前提とした本件確定申告に錯誤があるとの主張立証もない。

したがって、本件訴えのうち、本件更正処分につき、本件確定申告における申告額を超えない部分の取消しを求める部分については、不適法であるといわざるを得ない。

2 争点(2)（本件更正処分等の適法性）について

本件譲渡に係る所得は、前提事実(1)のとおり、原告とAとの間における売買、すなわち、任意換価によるものであるから、本件非課税規定が定める「強制換価手続による資産の譲渡による所得」に該当するものではない。したがって、本件非課税規定が適用されるためには、同規定が定める「その他これに類するものとして政令で定める所得」に該当しなければならず、すなわち、所得税法施行令26条に規定する、①資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であり、かつ、②通則法2条10号（定義）に規定する強制換価手続の執行が避けられないと認められる場合における資産の譲渡による所得で、③その譲渡に係る対価が当該債務の弁済に充てられたものであることのすべての要件を充足しなければならない。

そこで、以下、前記①ないし③の要件について検討する。

(1) 資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であること

強制換価手続等によって資産の譲渡が行われるのは、その資産の所有者の資産状態が悪化し、自己の有する資産の全部をもってしても債務の全部を弁済することができないような状態に陥ってはじめてなされる場合が多く、このような場合に譲渡所得に対する課税を行っても、その者には担税能力がなく、結果的には徴収不能となることが明らかであり、また、個人に対しては、その最低限度の生活を保障すべき憲法上の要請がある。本件非課税規定が、強制換価手

続等による資産の譲渡に係る所得を一定の場合に非課税とした趣旨は、これらを考慮して、個人の生計維持を図った点にあるものと解するのが相当である。かかる本件非課税規定の趣旨にかんがみれば、「資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難」である場合とは、債務者の債務超過の状態が著しく、その者の信用、才能等を活用しても、現にその債務の全部を弁済するための資金を調達することができないのみならず、近い将来においても調達することができないと認められる場合をいい、これに該当するかどうかは、これらの規定に規定する資産を譲渡した時の現況により判定する（所得税基本通達9-12の2参照）のが相当であり、かかる判断基準については、原告も争っていない。

この点、原告は、本件譲渡以前から債務超過の状態が続いており、本件譲渡当時（平成17年3月9日）には、1億円近くもの債務超過の状態にあった旨主張し、これに沿う供述をする。

しかしながら、原告の主張は、本件審査請求の際に提出した財産債務状況表（平成17年3月9日当時の資産を1億8246万2000円、負債を2億7391万7000円とするもの。甲4）を根拠とするものと解されるところ、かかる財産債務状況表は、その記載内容を裏付ける資料に乏しく、財産債務状況表によると、平成17年3月9日における立替金の額が2828万8000円とされており、他方、本件確定申告において提出した青色申告決算書（乙6）添付の平成17年分の貸借対照表によると、同年1月1日（期首）の立替金の額が8512万0730円、同年12月31日（期末）の立替金の額が9676万1038万円とされており、同一年度内において立替金の額が増減することがありうるにせよ、上記の増減は著しく、その理由について合理的な説明もなされていない（原告本人）など、にわかに信用しがたい記載も存するところであり、財産債務状況表の記載内容を信用することができない。

さらに、証拠（乙1の4、12、13）によれば、原告は、本件各譲渡物件のほか、その近隣に557平方メートルの土地、同土地上に存する延べ床面積356.92平方メートルの2階建て建物及び沖縄県豊見城市内に631平方メートルの原野を所有していること、そのうち、別紙物件目録4記載の土地及び前記原野については、本件譲渡時点において、根抵当権等の設定がされていないことが認められる。そうすると、原告は、本件譲渡当時、一定の資産を有していたということができる。また、証拠（乙14の1）によれば、原告は、本件譲渡がされた時期の直近である平成16年12月21日、乙に対し、弁済期を平成18年8月31日として、750万円を貸し付けたことが認められ、少なくとも平成16年12月21日において、第三者に対して、750万円を貸し付けることができる程度の資力を有していたということができる（これに対し、原告は、乙に対する貸付けについて、丁なる者との間において、同人に返済すべき3000万円のうち、750万円を貸し付けることによって、その余の返済を猶予してもらうとの合意があったから行ったものであり、第三者に貸し付ける程度の資力はなかった旨の主張をするが、そのような合意を認めるに足る証拠はない。）。さらに、証拠（乙6）によれば、原告は、本件譲渡直後の平成17年4月、1321万7602円を投資してヤードを取得したことが認められ、少なくとも平成17年4月において、かかる事業投資を行うことができる程度の資力を有していたということができる。以上のような原告の本件譲渡当時における資産状況や、本件譲渡の前後における原告の行動（乙への貸付け、ヤードの取得）を総合すると、本件譲渡当時において、原告が主張するほど原告の債務超過の状態が著しかったとは解しがたい。

したがって、本件譲渡当時において、原告の債務超過の状態が著しく、その信用、才能等を

活用しても、現にその債務の全部を弁済するための資金を調達することができないのみならず、近い将来においても調達することができないとは認められない。

(2) 強制換価手続の執行が避けられないと認められる場合であること

原告は、B銀行古波蔵支店との間で本件各譲渡物件に設定した本件根抵当権について、①極度額が2億円から1億円に減額される貸しはがし的な処分を受けたとか、②融資枠が1億円程度にとどめられていたといった主張をする。しかし、同主張事実を認めるに足りる証拠はなく、かえって、証拠（乙1の1ないし3、17の1）によれば、①本件根抵当権の極度額は、昭和58年10月27日時点で1億2000万円、昭和60年11月19日時点で1億8000万円、平成7年12月28日時点で2億4000万円、平成13年8月21日時点で2億0400万円であり、その後、本件譲渡まで変更はないこと、②手形貸付による融資枠が1億円に限定されていたのは、平成8年、平成9年及び平成11年になされた証書貸付によって本件根抵当権の極度額を使用したためにすぎないことが認められる。原告の主張する事情によつても、B銀行古波蔵支店による強制換価手続の執行が迫っていたと解しがたい。

したがつて、本件譲渡時において、強制換価手続の執行が避けられないような事情が存していたということはできない。

さらに、証拠（乙1、12の2、3、13の2、17）によれば、本件各譲渡物件を含む原告所有の不動産について、債権者は、強制換価手続の前提となる差押登記をしていないばかりか、原告が借入れをしていたB銀行古波蔵支店とC銀行壱川支店は、強制換価手続の検討をしたことすらないことが認められる。したがつて、これらの金融機関による強制換価手続の執行が迫っていたと解しがたい。

そうすると、本件譲渡に係る対価が当該債務の弁済に充てられたか否かについて検討するまでもなく、本件譲渡に係る所得に対して、本件非課税規定が適用されることは明らかである。そして、前記認定事実に証拠（乙1の1ないし4、4、7）及び弁論の全趣旨を総合すると、本件非課税規定が適用されない場合における課税される所得金額、納付すべき本税の額及び過少申告加算税の額は、前記第3の2(1)アのとおりと認められ、本件更正処分等は適法である。

3 以上によれば、本件訴えのうち、本件更正処分につき、本件確定申告における申告額を超えない部分の取消しを求める部分は不適法であるからこれを却下し、原告のその余の請求は理由がないから棄却し、訴訟費用の負担につき行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

那覇地方裁判所民事第1部

裁判長裁判官 酒井 良介

裁判官 新海 寿加子

裁判官 横倉 雄一郎

別紙

物件目録（本件譲渡物件）

1

所在 沖縄県島尻郡
地番
地目 雜種地
地積 1893 平方メートル

2

所在 沖縄県島尻郡
地番
地目 雜種地
地積 125 平方メートル

3

所在 沖縄県島尻郡
地番
地目 雜種地
地積 252 平方メートル

4

所在 沖縄県島尻郡
地番
地目 畑
地積 44 平方メートル

以上

本件更正処分等の経緯

	区分		確定申告	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	裁決
	申告・処分等年月日		平成18年3月13日	平成19年11月16日	平成19年12月26日	平成20年3月25日	平成20年4月22日	平成21年3月26日
平成 17 年分	譲渡所得	収入金額	①	210,000,000円	210,000,000円	処分の取消しを求める 棄却		
		取得費	②	31,506,750円	30,265,879円			
		譲渡費用	③	4,080,000円	11,691,001円			
		所得税法9条に 相当する部分	④	174,413,250円	0円			
		①-②-③-④	⑤	0円	168,043,120円			
	総所得金額	事業所得	売上(収入)金額	133,198,517円	133,198,517円			
			所得金額	⑥	-14,387,516円			
		配当所得	収入金額	371,020円	371,020円			
			所得金額	⑦	371,020円			
		⑥+⑦	⑧	-14,016,496円	-14,016,496円			
	所得控除の額	社会保険料控除	⑨	74,204円	74,204円			
		配偶者控除	⑩	480,000円	480,000円			
		基礎控除	⑪	380,000円	380,000円			
		⑨+⑩+⑪	⑫	934,204円	934,204円			
	課税される所得金額 ⑧-⑫ ※マイナスの場合は「0」とする 又は ⑧-⑫が赤字で⑤(譲渡所得) が黒字の場合は⑤-⑫ (100円未満の端数切捨て)		⑬	0円	167,108,000円			
	算出税額 ⑬×0.15		⑭	0円	25,066,200円			
	配当控除額		⑮	0円	18,551円			
	差引所得税額 ⑭-⑮		⑯	0円	25,047,649円			
	再差引所得税額 (⑯と同じ)		⑰	0円	25,047,649円			
	定率減税額		⑱	0円	250,000円			
	源泉徴収税額		⑲	74,204円	74,204円			
	納付すべき税額 (100円未満の端数切捨て)		⑳	-74,204円	24,723,400円			
	過少申告加算税				3,693,500円			

別紙

被告が認める債務弁済一覧

順号	訴状別紙「1」に記載された債務の弁済			被告が確認した結果		
	日付 (平成17年・ 月・日)	支払先	支払金額 (円)	「当該債務」の弁済 になり得ない金額 (円)	差額 (円)	備考
1	3・10	C銀行壱川支店	12,823,056	12,823,056	0	本件譲渡代金を充てたものと認められない。
2	3・10	B銀行古波蔵支店	5,000,000	4,186,986	21,000,000	「順号」欄「2」ないし「6」の支払額の合計額は、2518万6986円である。本件残金の振込日が4月20日であることからすれば、少なくとも本件手付金2100万円を超える部分は、本件譲渡代金を弁済に充てたものとは認められない。
3	4・1		186,986			
4	4・6		10,000,000			
5	4・6		5,000,000			
6	4・12		5,000,000			
7	4・12 ※1	丙	10,000,000	10,000,000	0	強制換価手続の要因となる債務と認められない。
8	4・20	B銀行古波蔵支店	9,000,000	0	9,000,000	
9	4・20		72,169	0	72,169	
10	4・20		155,306	0	155,306	
11	4・20		20,000,000	0	20,000,000	
12	4・20		10,000,000	0	10,000,000	
13	4・20		8,000,000	0	8,000,000	
14	4・20		20,000,000	20,000,000	0	原告が、重複記載であることを認めている。
15	4・20		10,000,000	10,000,000		
16	4・20		8,000,000	8,000,000		
17	4・20		20,000,000	0	20,000,000	
18	4・20		5,000,000	0	5,000,000	
19	4・20		20,000,000	0	20,000,000	
20	4・20		36,513,000	0	36,513,000	
21	5・10	B銀行古波蔵支店 ※2	20,000,000	20,000,000	0	本件譲渡の日に存在しない借入金である。また、順号7と同様に強制換価手続の要因となる債務と認められない。
合計額			234,750,517	85,010,042	149,740,475	

※1 「4月12日」は「4月20日」が正しい。

2 「B銀行古波蔵支店」は「G銀行田原支店」が正しい。

(別紙)

譲渡代金支払先一覧表

1 C銀行、B銀行、丙に対する支払い

日付	支払金額	支払先
平成17年3月10日	12,823,056	C銀行
3月10日	5,000,000	B銀行古波蔵支店
4月1日	186,986	B銀行古波蔵支店
4月6日	10,000,000	B銀行古波蔵支店
4月6日	5,000,000	B銀行古波蔵支店
4月12日	5,000,000	B銀行古波蔵支店
4月12日	10,000,000	丙
4月20日	9,000,000	B銀行古波蔵支店
4月20日	72,169	B銀行古波蔵支店
4月20日	155,306	B銀行古波蔵支店
4月20日	20,000,000	B銀行古波蔵支店
4月20日	10,000,000	B銀行古波蔵支店
4月20日	8,000,000	B銀行古波蔵支店
4月20日	20,000,000	B銀行古波蔵支店
4月20日	10,000,000	B銀行古波蔵支店
4月20日	8,000,000	B銀行古波蔵支店
4月20日	20,000,000	B銀行古波蔵支店
4月20日	5,000,000	B銀行古波蔵支店
4月20日	20,000,000	B銀行古波蔵支店
4月20日	36,513,000	B銀行古波蔵支店
5月10日	20,000,000	B銀行古波蔵支店
合計①	234,750,517	

2 D 株式会社に係る支払手形決済

日付	支払金額	手形
平成17年3月29日	10,836,184	平成16年10月振出分
4月27日	5,000,000	平成16年11月振出分
5月6日	7,162,550	平成16年11月振出分
5月26日	5,000,000	平成16年12月振出分
6月1日	6,208,022	平成16年12月振出分
6月24日	5,000,000	平成17年1月振出分
6月30日	6,884,056	平成17年1月振出分
合計②	46,090,812	

3 E 株式会社に係る支払手形決済

日付	支払金額	手形
平成17年3月15日	490,000	平成16年3月振出分
3月15日	54,431	平成16年1月振出分
3月30日	4,419,009	平成16年11月振出分
4月29日	2,888,723	平成16年12月振出分
合計③	7,852,163	

4 模合金（F）

日付	支払金額
3月10日	1,000,000
3月22日	500,000
4月5日	1,000,000
4月5日	1,000,000
4月20日	500,000
5月2日	1,000,000
5月10日	1,000,000
6月10日	1,000,000
合計④	7,000,000

5 支払額総計（平成17年3月10日～同年6月30日）

合計①+②+③+④=2億9569万3492円

以上